

**平成30年度における環境の状況並びに
豊かな環境の保全及び創造に関して講じた
施策**

令和元年 9 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第1章 計画的な環境政策の推進	14
第2章 各分野における目標に対する現状	18
第3章 2018(平成30)年度に講じた施策【点検・評価シート】	
I 府民の参加・行動	27
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	28
II-2 資源循環型社会の構築	31
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	34
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ～ 良好な大気環境を確保するために ～	35
健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～ 良好な水環境を確保するために ～	37
健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	39
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	40
IV 施策推進に当たっての視点	43
V その他(共通的事項)	45

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条第1項の規定により、2018年度（平成30年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」といいます。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2018年度の府内の環境の状況については、大気環境や水環境において、二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。一方、低炭素・省エネルギーでは、温室効果ガス排出量が増加するなど、引き続き対策が必要な状況にあります。

本府では、環境保全目標の達成・維持に向け、微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。また、おおさかスマートエネルギーセンターの運営をはじめとする新たなエネルギー社会の構築に向けた取組み、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

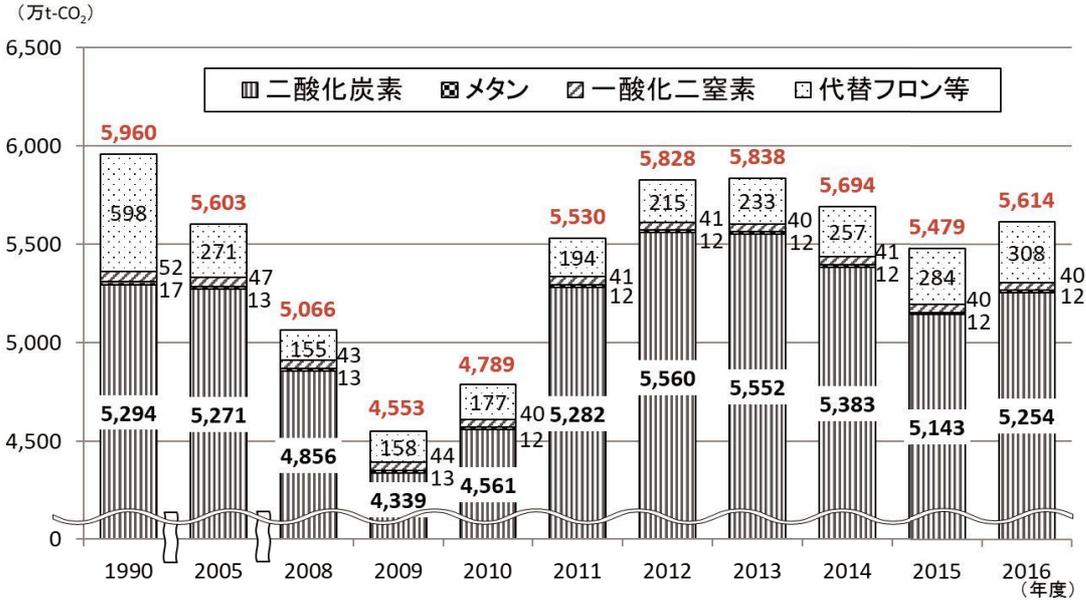
一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

今後とも、新環境総合計画を実効性のあるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

序章 おおさかの環境の状況

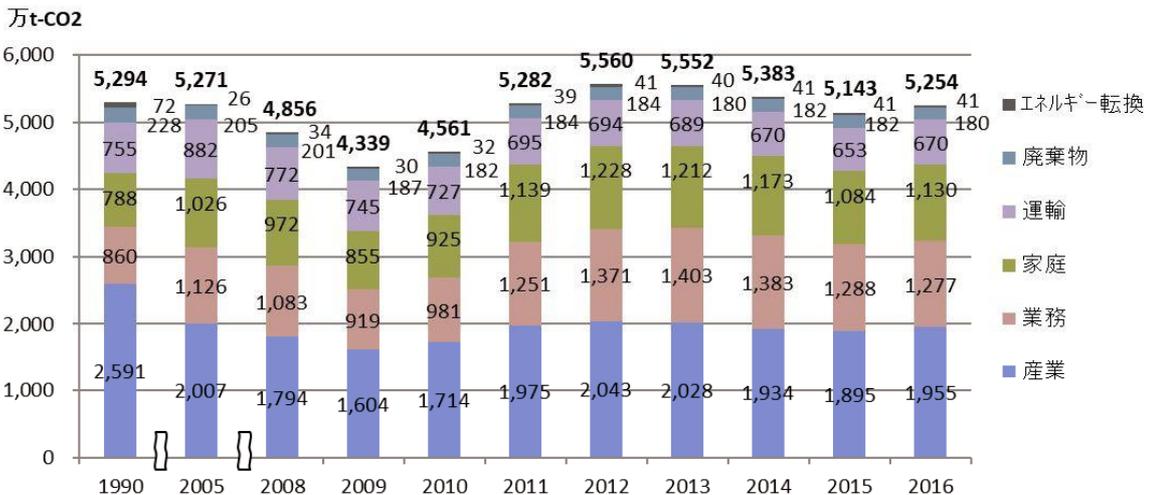
1 低炭素・省エネルギー

○ 温室効果ガスの排出量については、2016年度は5,614万トンであり、基準年度（2005年度）の5,603万トンと比べ0.2%増加しています。また、2015年度と比べても2.5%増加しています。その主な要因は、産業部門や家庭部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量の増加や、代替フロン等の排出量の増加が挙げられます。



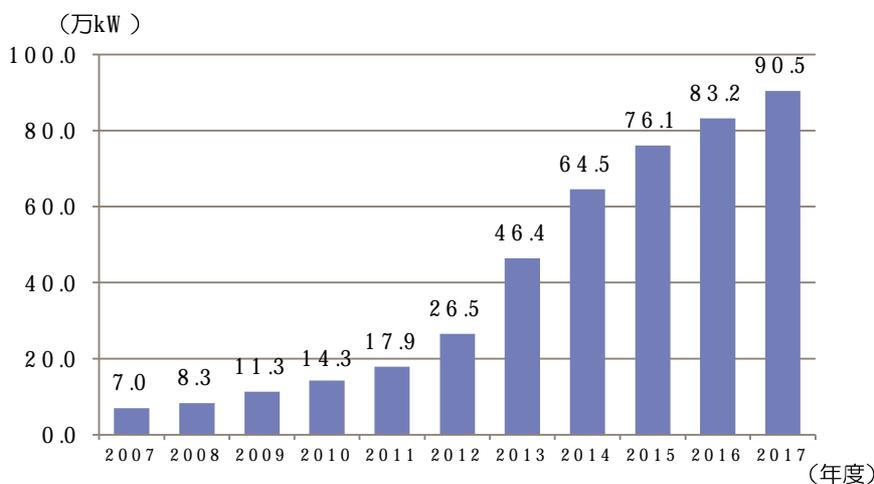
府内における温室効果ガス排出量の推移

○ 二酸化炭素の排出量については、2016年度は5,254万トンであり、基準年度（2005年度）の5,271万トンと比べ、0.3%減少しています。基準年度と比較すると、産業、運輸、廃棄物の各部門は減少していますが、業務、家庭、エネルギー転換の各部門は増加しています。



府内における二酸化炭素排出量の推移

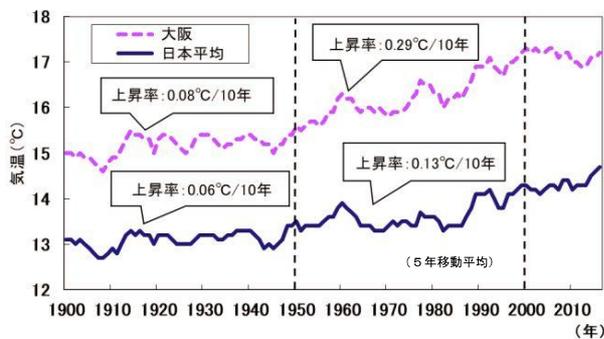
○太陽光発電設備の導入状況については、2017年度は90.5万kWであり、2016年度の83.2万kWと比較し、8.8%増加しています。



府内における太陽光発電設備の導入状況の推移

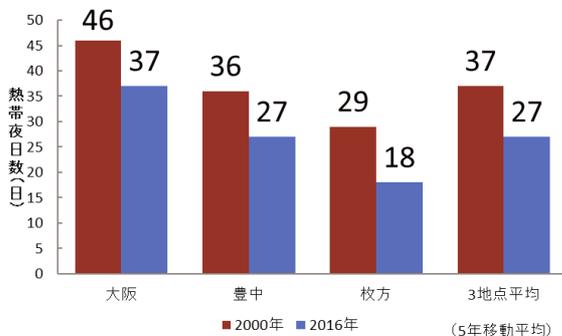
○年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2016年では10日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

※日本平均(年平均気温):都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



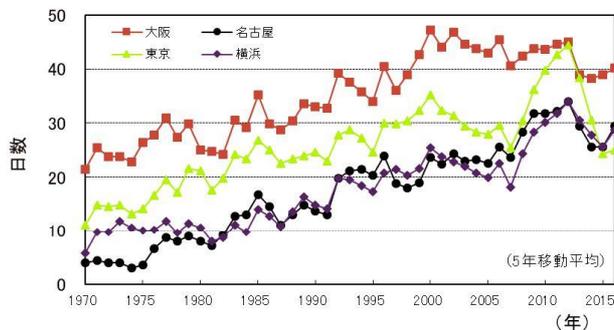
※1898年から2018年の気象庁データを用いて作成

年平均気温の推移



※1998年から2002年、及び2014年から2018年の気象庁データを用いて作成

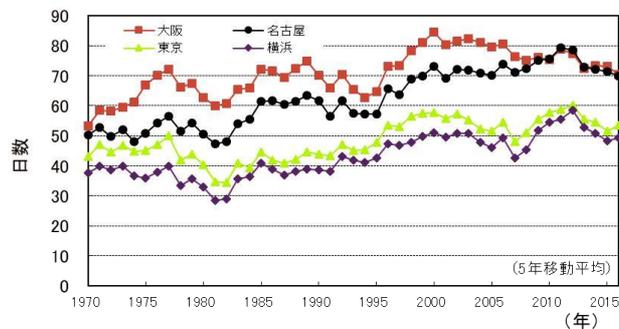
地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



※1968年から2018年の気象庁データより作成

※直近4年の値は、2014、2015年の冷夏の影響を受けていると考えられる

大都市における熱帯夜数の推移

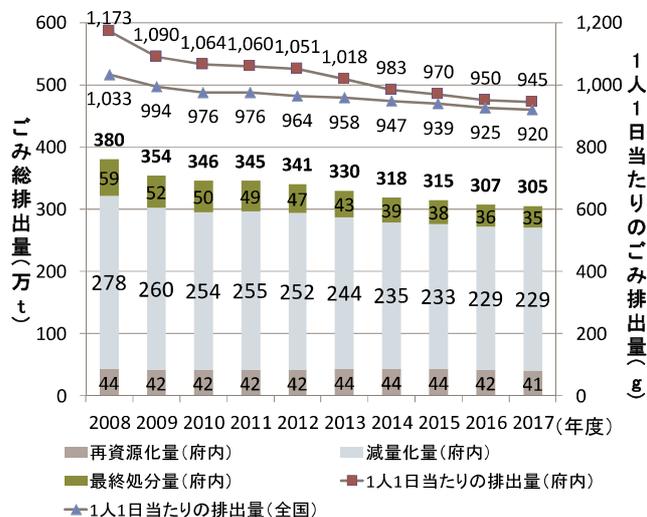


※1968年から2018年の気象庁データを用いて作成

大都市における真夏日数の推移

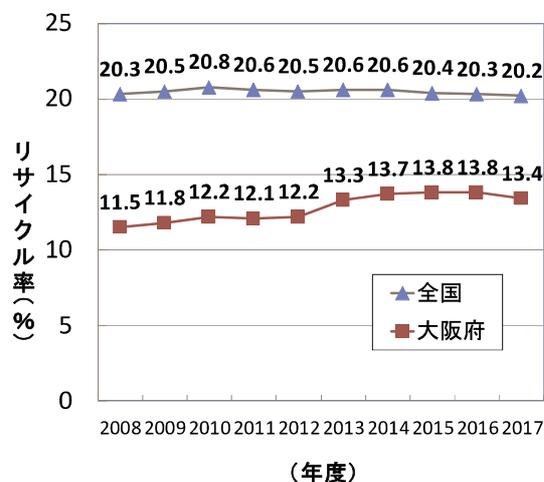
2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2017年度の1人1日当たりのごみ排出量は945g/人・日で近年減少傾向にあり、リサイクル率は13.4%となっています。



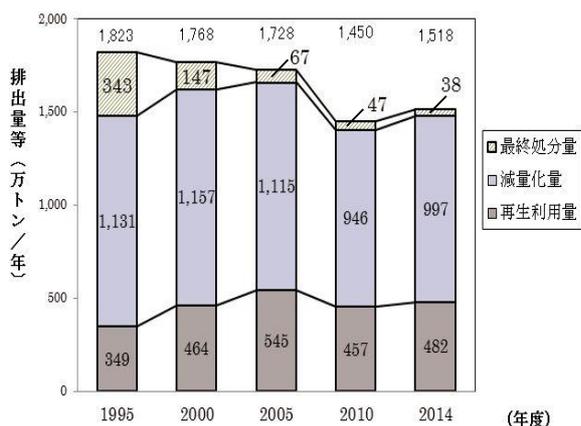
一般廃棄物排出量の推移

注) 1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出
四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



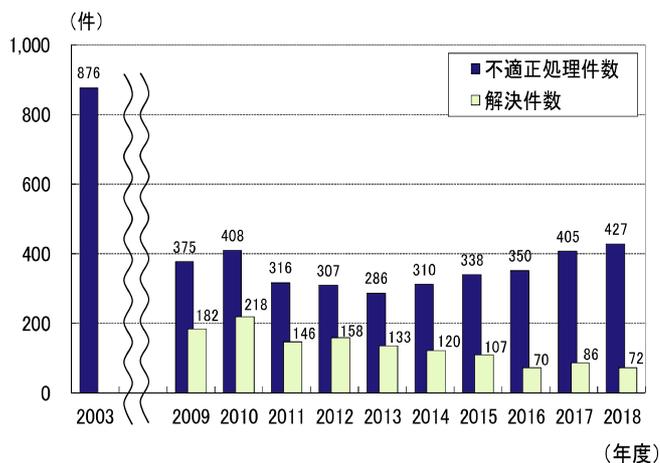
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2014年度の最終処分量は38万トンであり、2010年度と比べ19.3%減少しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は2003年度のピーク時から半減し近年はほぼ横ばいで推移しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境

○ 一般環境大気測定局 70 局、自動車排出ガス測定局 35 局で大気環境調査を行いました。

凡 例

一般環境大気測定局

■ 大阪府所管

● 政令市所管

◆ 一般市所管

自動車排出ガス測定局

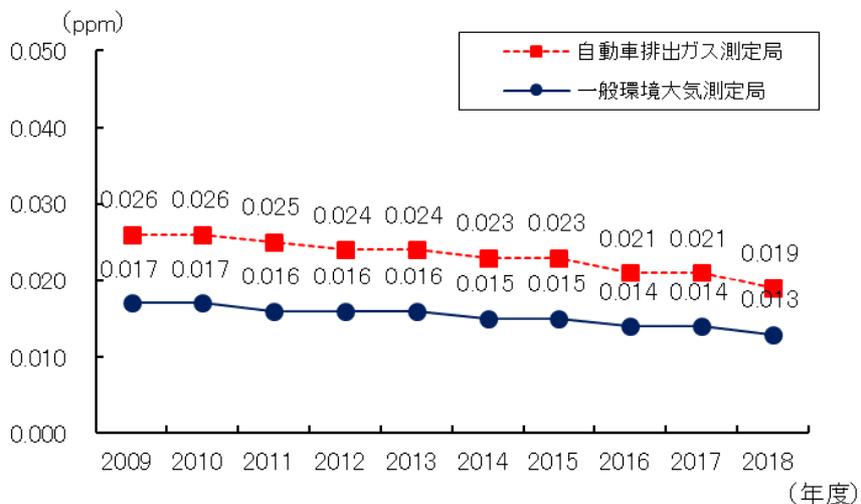
□ 大阪府所管

○ 政令市所管

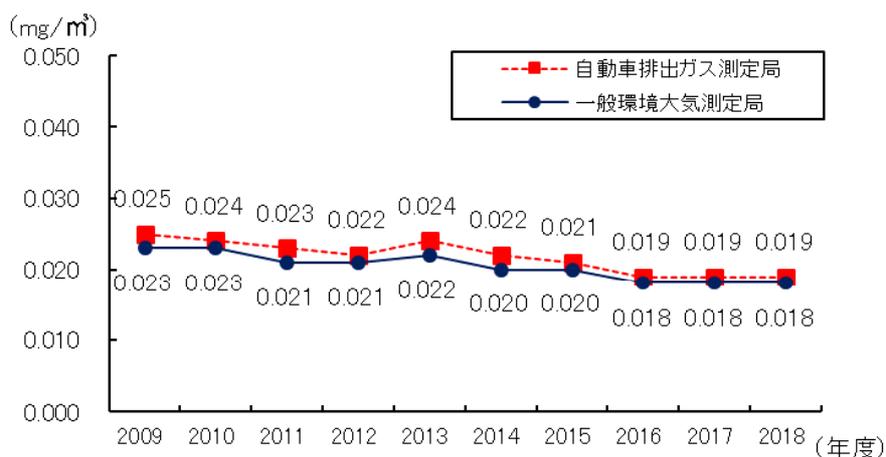
◇ 一般市所管



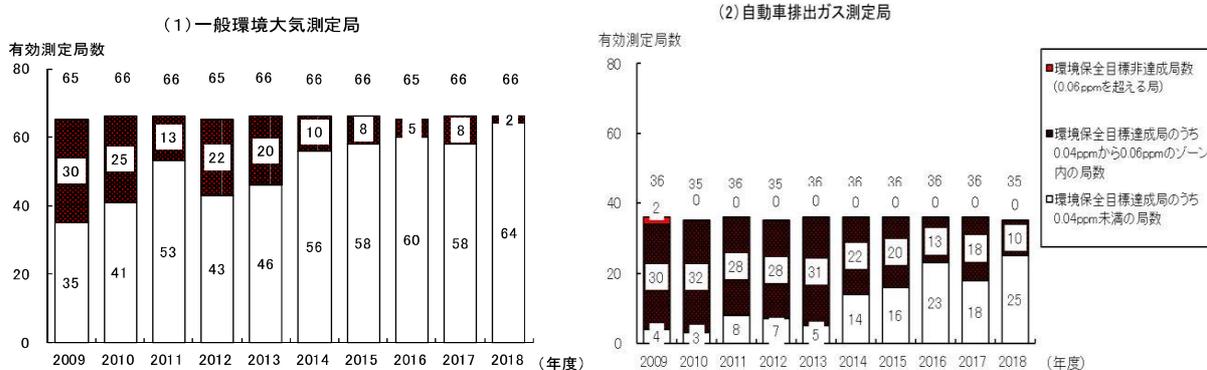
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2018年度は、二酸化窒素は101局全局で、浮遊粒子状物質は100局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



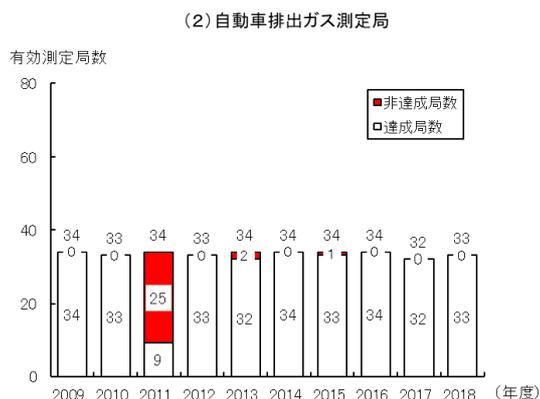
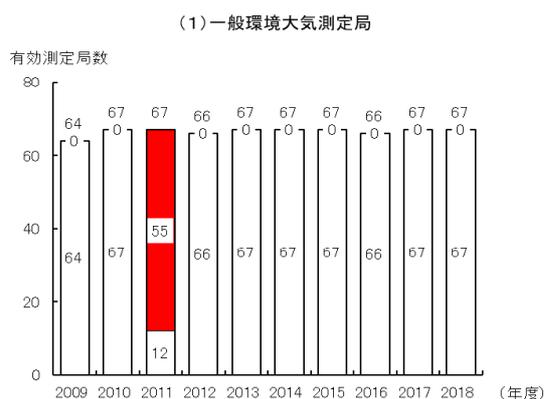
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



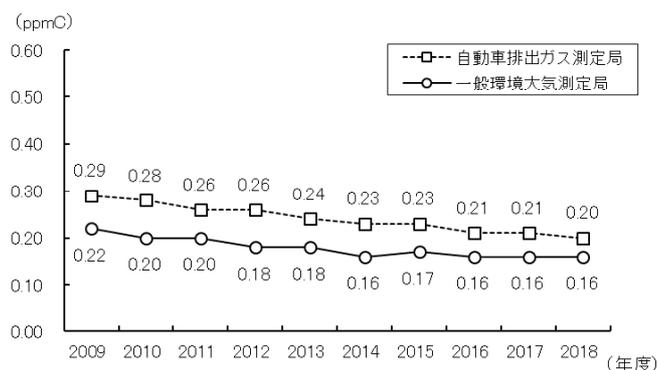
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



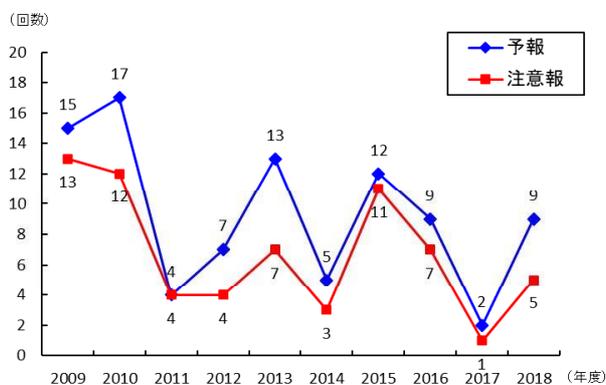
浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2018年度は、全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

2018年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は5回で、年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数の増減を繰り返しています。

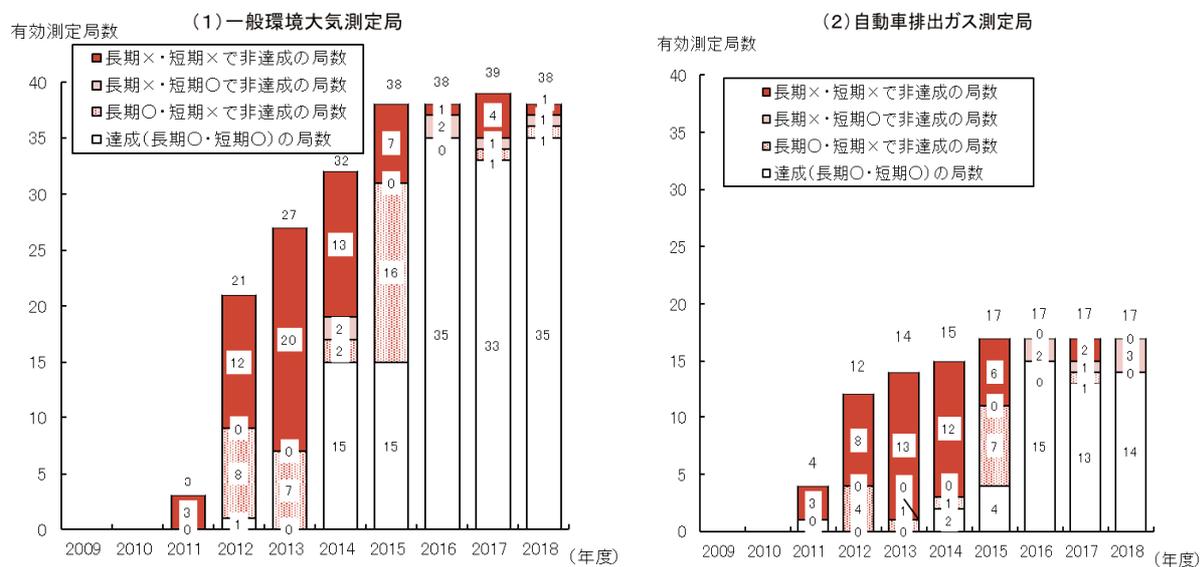


非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



光化学スモッグ発令回数の推移

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、2018年度は55局中49局で環境保全目標を達成しました。年平均濃度については、2018年度は前年度に比べてやや低下し、2011年度以降緩やかな改善傾向を示しています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成（長期○・短期○）することが必要。

PM_{2.5} の環境保全目標達成状況



PM_{2.5} 濃度（年平均値）の推移

4 水環境

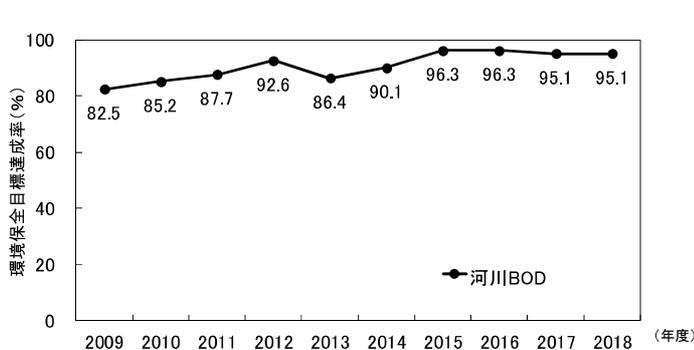
○ 河川については100 河川139 地点、海域については22 地点で水質調査を行いました。



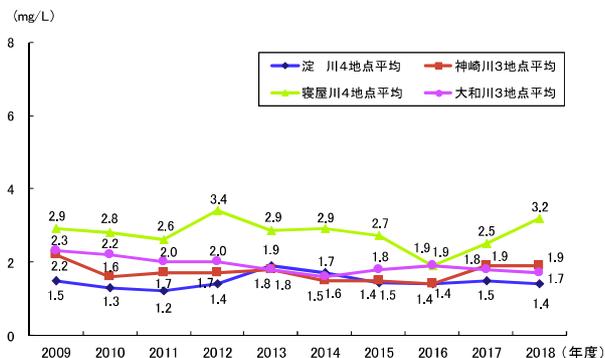
河川及び海域の常時監視地点図

- 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2018年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は95.1%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、66.7%でした。

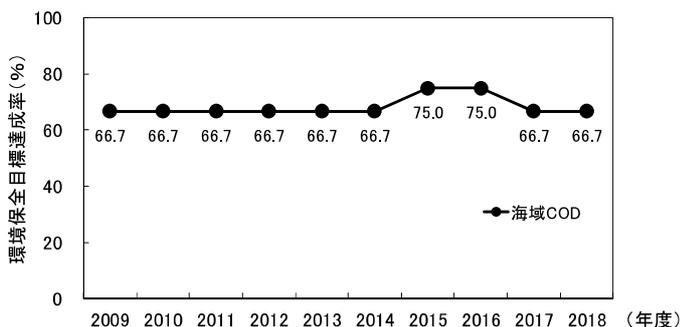
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



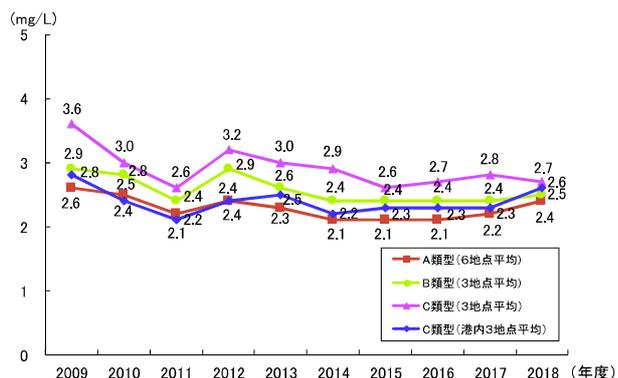
河川のBODの環境保全目標達成率の推移



府内主要河川のBOD（年平均値）の推移



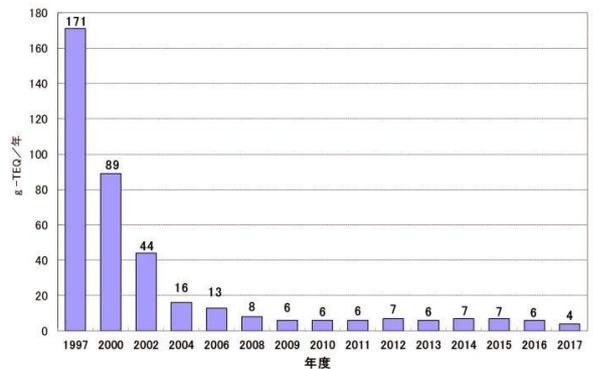
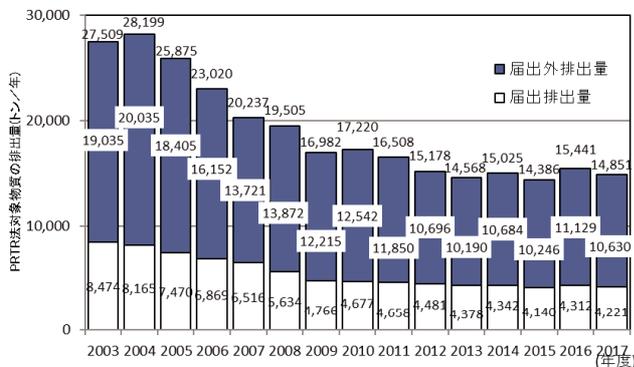
海域のCODの環境保全目標達成率の推移



大阪湾のCOD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移しています。



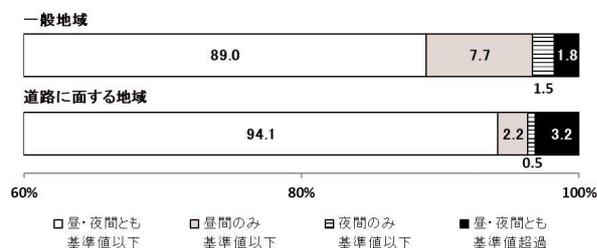
府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

(※2010年度から届出対象物質数が354から462に変更されました)

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2017年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.1%でした。

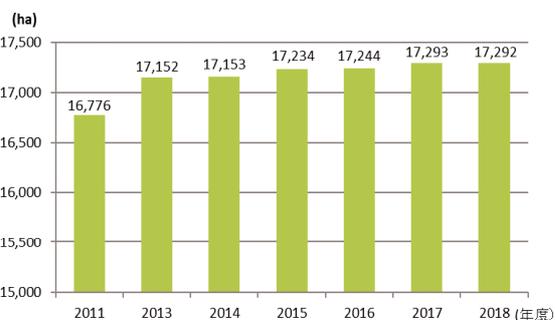


2017年度 騒音に係る環境保全目標達成状況

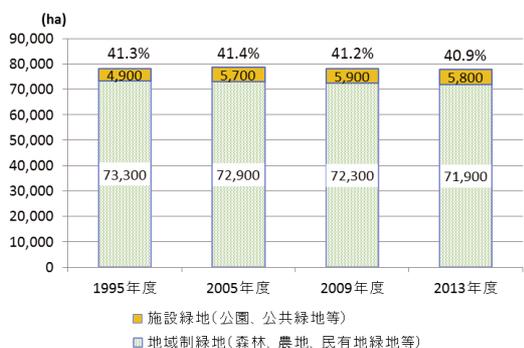
道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,292 haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

8 立入検査等実施件数

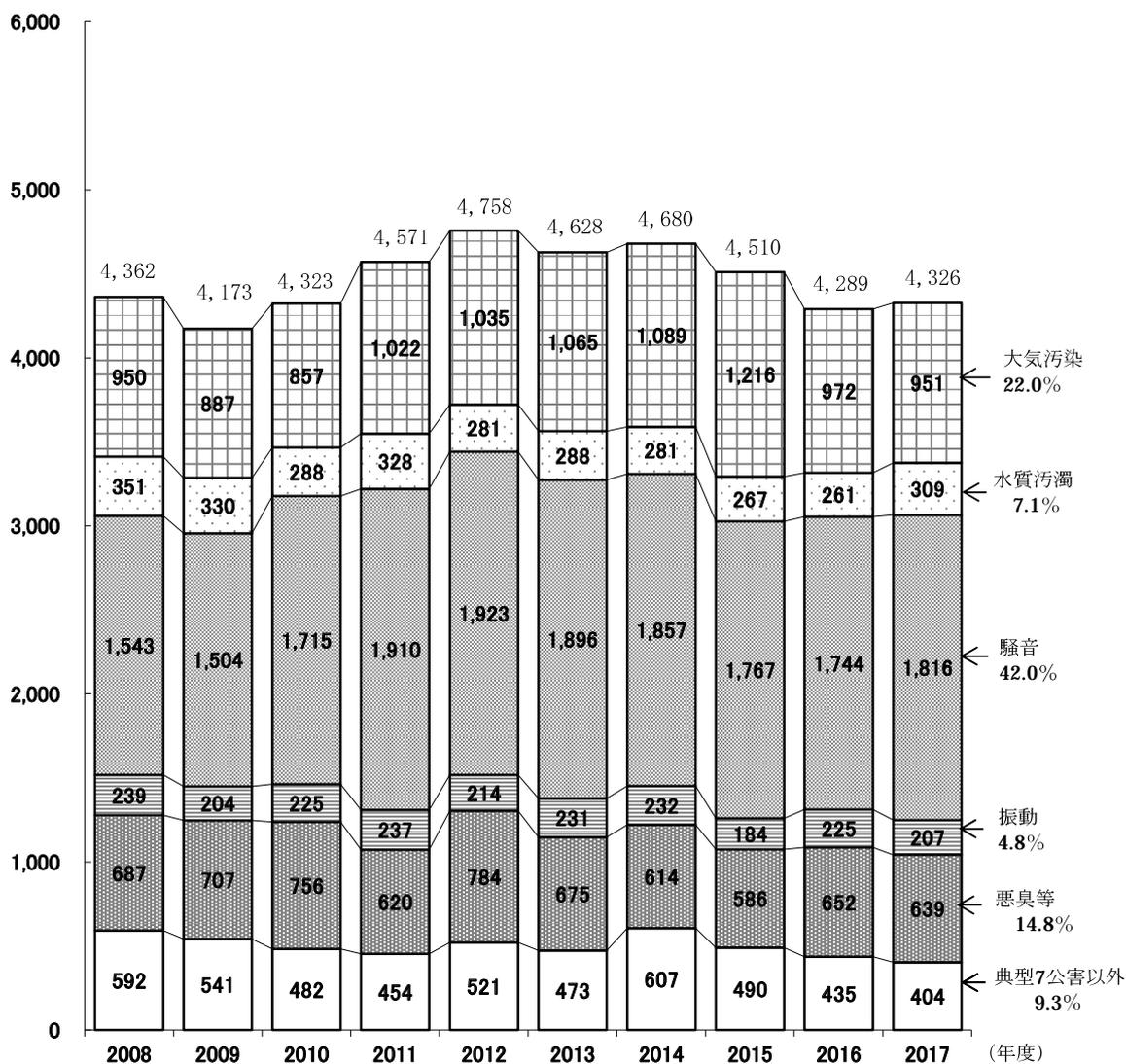
○ 2018年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気		
一般大気	事業所への立入検査件数	433 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	350 件
	サンプル採取・分析件数	15 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	398 件
	アスベストに係る届出件数	160 件
	サンプル採取・分析件数	58 件
水質		
	工場・事業場への立入検査件数	494 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	247 件
	サンプル採取・分析件数	229 件
騒音		
	事業場への立入件数（深夜営業規制）	6 件
交通環境		
	立入検査回数及び立入検査台数	53 回 7,056 台
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	8 件
	土地の形質変更届出件数	45 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	499 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	125 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	24 件
	サンプル採取件数	33 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	2,288 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	14,610 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	733 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	81 件
	サンプル採取・分析件数	134 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	27 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	95 件

9 その他

- 2017 年度に受け付けた苦情件数については、2016 年度に比べて約 0.9 %増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の 42.0%を占めています。

公害の種類別苦情件数の推移



(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

(公害等調整委員会調べ)

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

電力ピーク対策の促進（エネルギー多量消費事業者における対策計画書制度に電気の需要の平準化の観点を追加等）、エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進（一般電気事業者等による報告制度等）、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に関する条項を追加しました。（2013年4月施行）

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象や建築物環境性能表示義務化対象を拡大しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、土壌汚染対策法が改正されたことを踏まえ、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等の改正を行いました。（2019年10月から全面施行の予定）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めています。

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました（2006年4月施行）。また、府民の目に触れるみどりのみちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。（2016年10月施行）

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した環境影響評価方法書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 新環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「新環境総合計画」に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



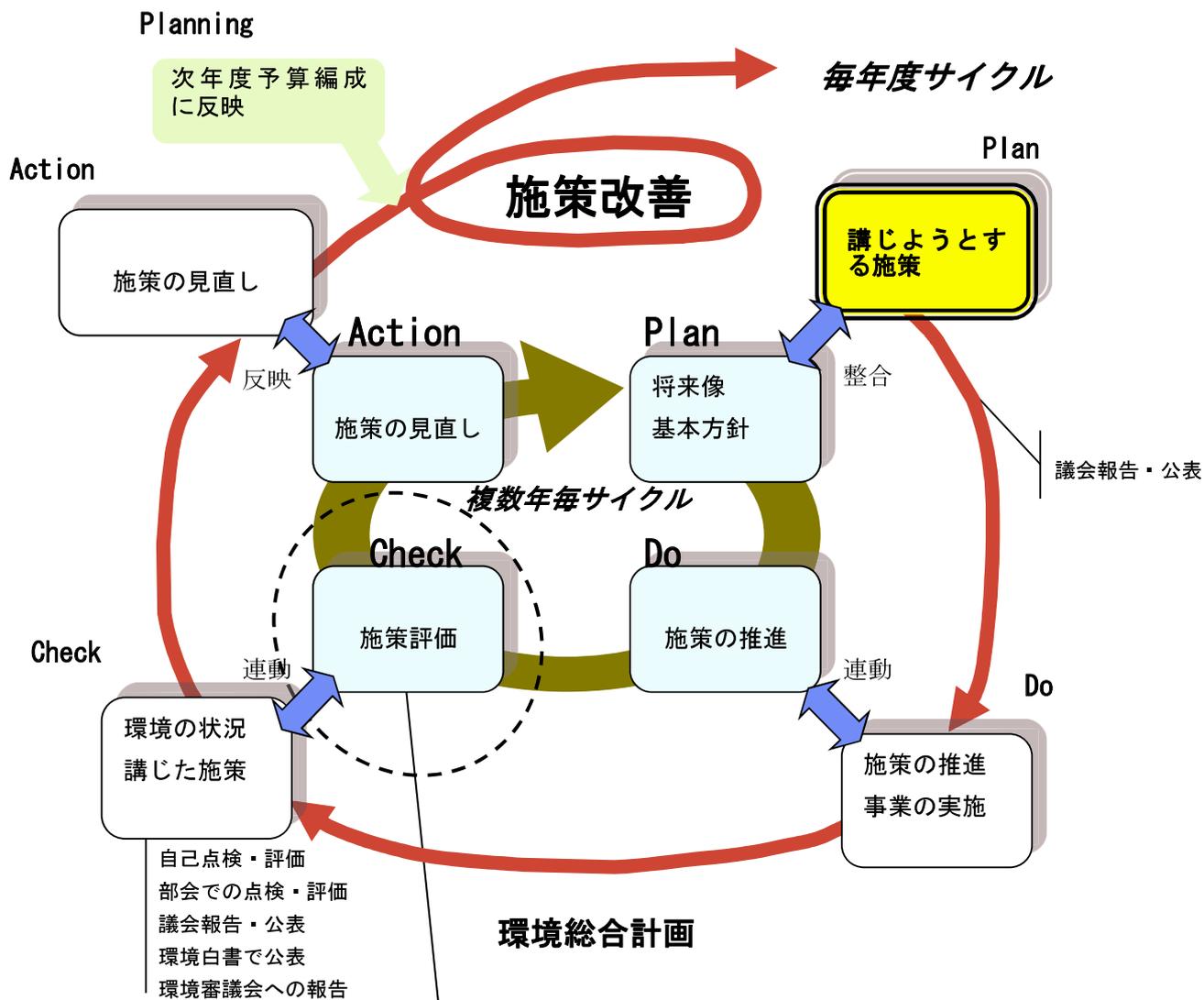
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

新環境総合計画に定める各分野の関連についての概念

3 新環境総合計画の進行管理

新環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、新環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	新環境総合計画の推進
Check	環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。	点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。



新環境総合計画の進行管理に関する PDCA サイクルの概念

第2章 各分野における目標に対する現状

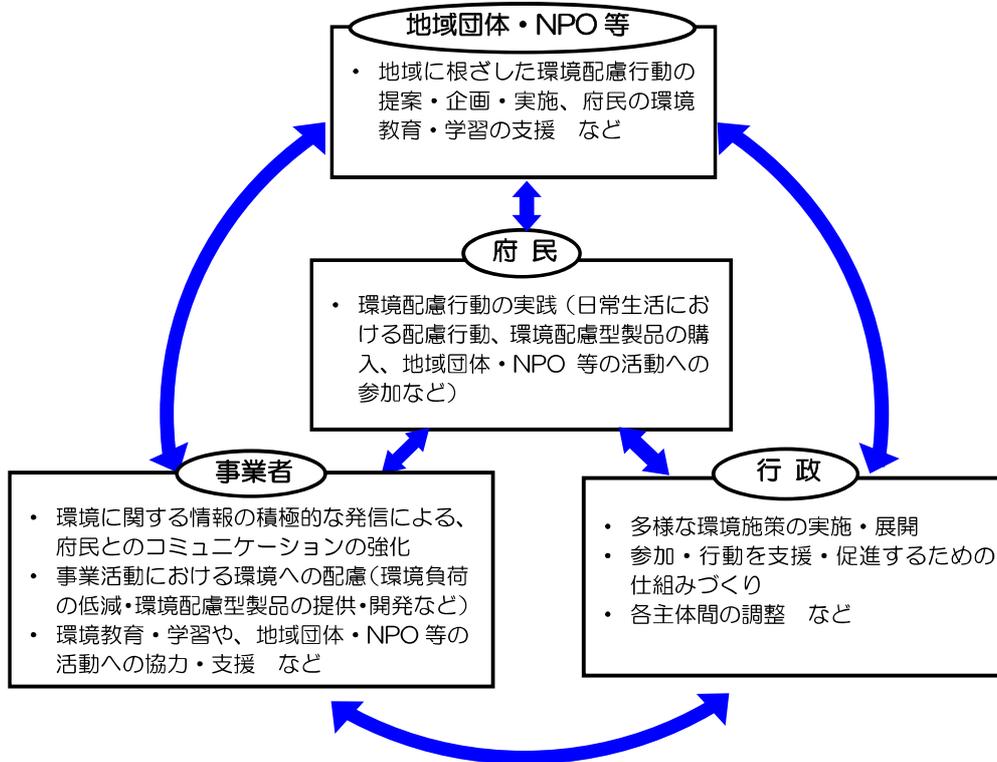
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

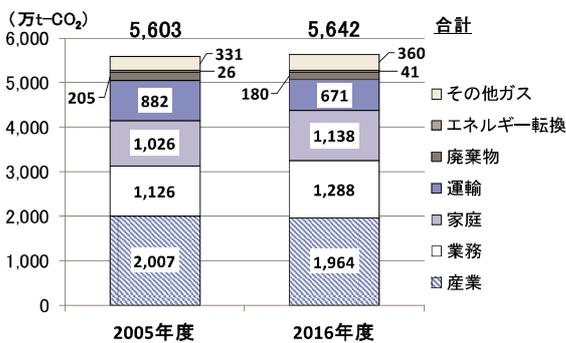
《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量*を2005年度比で7%削減する。

※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

《目標に対する現状》

■府内における2016年度の温室効果ガス排出量は5,642万トンであり、2005年度比で0.7%の増加となっています。



大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

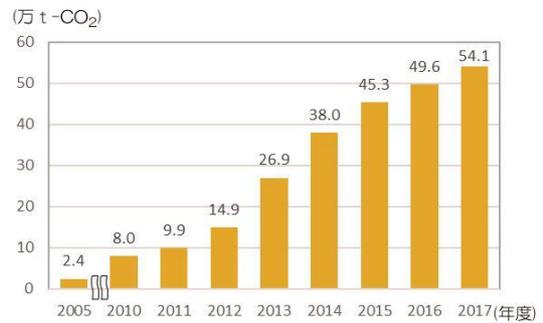
注) 2016年度の排出量は2012年度の電気の排出係数*を用いて算定。
*電気の排出係数は、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

■府内の2017年度のエコカー(注)保有台数は約123万台(約35%)であり、2009年度と比べ約105万台(約30ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

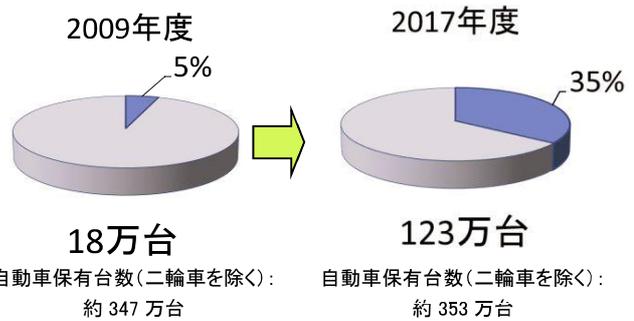
(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■府内の2017年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約54.1万トンです。



太陽光発電の導入によるCO₂削減量

注)・2012年度の関西電力(株)の電気の排出係数を用いて算定
・設備利用率は調達価格等算定委員会の資料を基に設定



エコカーの普及台数

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

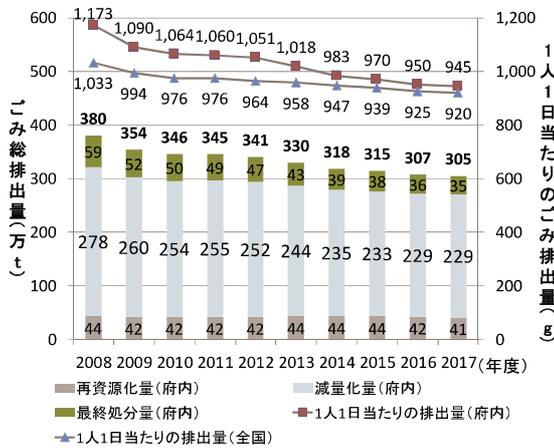
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

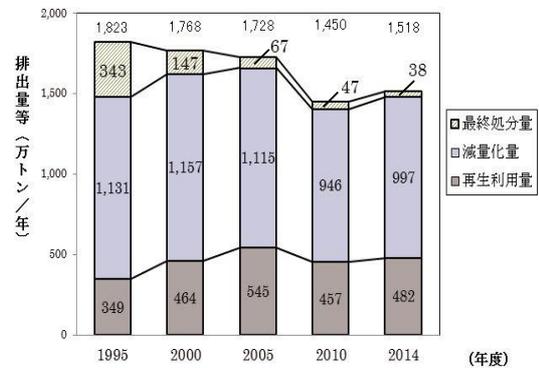
《目標に対する現状》

- 2017年度に府内から排出された一般廃棄物は305万トン、そのうち再生利用量は41万トン、最終処分量は35万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：32.2% (2018年度)

- 資源物*を分別している府民の割合：85.7% (2018年度)

※ペットボトルや空き缶、古紙等。

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

Ⅱ－３ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

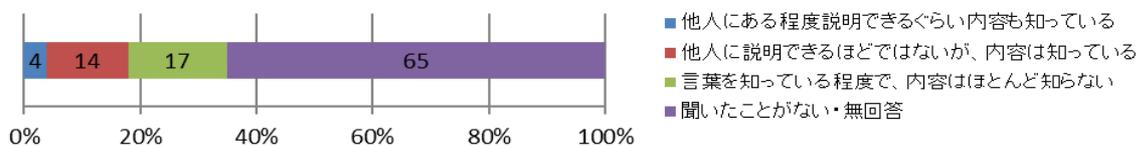
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%（2018年度）^注です。（2008年度比約1ポイント増加）



(参考1)「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約35%です。

(参考2)上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約65%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること
7. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしている

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は83,940ha(2019年3月末)です。(2009年度比1,970ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,292	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,940

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

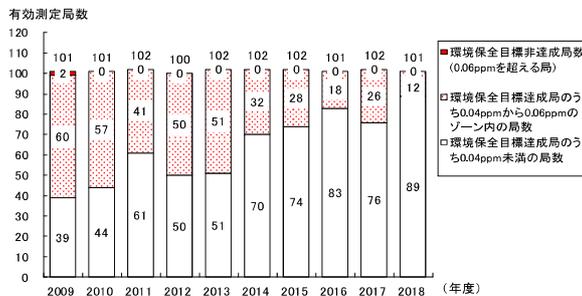
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

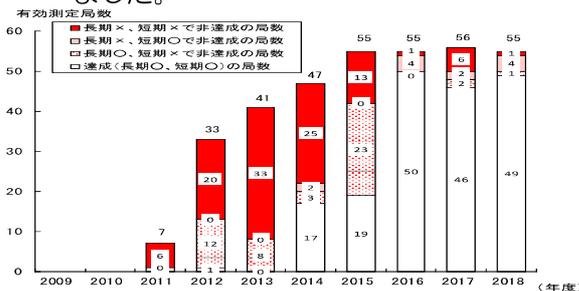
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、8割以上の地域が0.04ppm未満となっています。



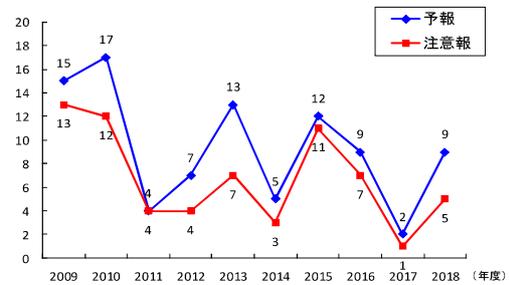
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2018年度は、55局（有効測定局）で測定を行い、49局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から東北地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。
※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

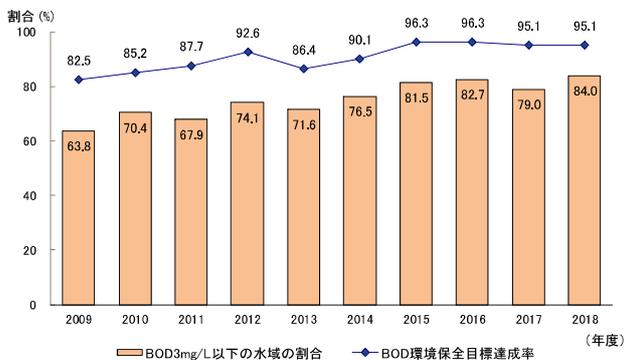
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 D0（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は3 mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する（藻場面積 400ha を目指す）。

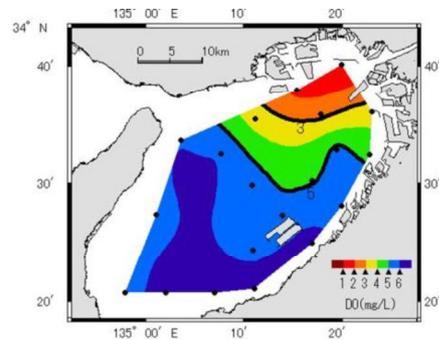
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 D0 の分布図
(2016～2018 年度平均)

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2018 年度推計値：365 ha）。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

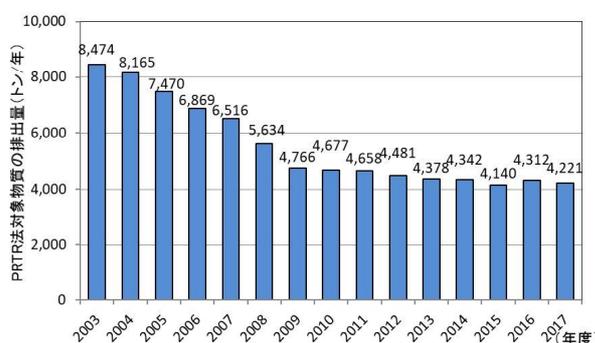
Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３） ～化学物質のリスク管理を推進するために～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

- 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。



- 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	10,406	6,956	2,958	3,125	23,446
2 東京都	1,593	12,307	1,484	3,160	18,545
3 静岡県	8,469	3,761	1,875	2,090	16,195
4 千葉県	5,341	5,815	2,391	2,642	16,189
5 埼玉県	6,842	4,203	2,265	2,759	16,069
6 茨城県	6,409	5,257	1,539	2,065	15,271
7 広島県	9,592	2,806	1,207	1,571	15,176
8 神奈川県	5,379	5,556	1,406	2,590	14,931
9 大阪府	4,221	6,424	1,717	2,489	14,851
10 福岡県	6,222	4,180	1,677	2,141	14,220
その他	87,544	69,859	27,454	40,988	225,845
合計	152,017	127,123	45,975	65,620	390,737

府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2017 年度）

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～ 緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

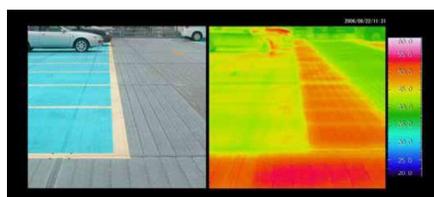
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

各分野における目標に対する現状一覧

分野	環境総合計画に掲げた目標	目標値(2020年)	基準年又は目標設定時の状況		最新の状況		目標達成状況 ^{注1}	
			数値	年度	数値	年度		
低炭素	■温室効果ガス排出量[※]を2005年度比で7%削減する。^{注2} <small>※電気の排出係数は関西電力網の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定</small>	5,210万トン	5,603万トン	2005	5,642万トン	2016	-9.9% ^{注3}	
循環	■資源の循環をさらに促進する。 【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。 ^{注4}	32万トン	39万トン	2014	35万トン	2017	57.1% ^{注3}	
	【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 ^{注4}	37万トン	38万トン	2014	38万トン	2014	-	
	■リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。 リサイクル製品を購入する府民を倍増する。 ^{注5}	倍増	34.3%	2009	32.2%	2018	46.9%	
	資源物 [※] を分別する府民を概ね100%にする。 ^{注5} <small>※ペットボトルや空き缶、古紙等</small>	100%	89.4%	2009	85.7%	2018	85.7%	
生物多様性	■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。^{注5}	70%	16.9%	2008	17.6%	2018	25.1%	
	■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 活動する府民の割合を倍増する。 ^{注2注5}	倍増	6.0%	2014	2.9%	2018	24.2%	
	地域指定を新たに2,000ha拡大する。	2,000ha増 (83,970ha)	鳥獣保護区	12,801ha	2009	12,914ha	2018	99.9%
			保安林	16,388ha	2009	17,292ha	2018	
			府立自然公園	2,594ha	2009	3,541ha	2018	
			国定公園	16,498ha	2009	16,498ha	2018	
			近郊緑地保全区域	33,580ha	2009	33,580ha	2018	
			自然環境保全地域	38ha	2009	38ha	2018	
			緑地環境保全地域	32ha	2009	37ha	2018	
			特別緑地保全地区	2ha	2009	3ha	2018	
自然海浜保全地区			22ha	2009	22ha	2018		
国・府指定天然記念物	15ha	2009	15ha	2018				
合計	81,970ha	2009	83,940ha (1,970増)	2018				
健康	■大気環境をさらに改善する。 二酸化窒素(NO ₂)の日平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善 ^{注6}	①0.06ppm未満の測定局 100% ②0.04ppm未満の測定局 100%	①98.0% (99局/101局) ②38.6% (39局/101局)	2009	①100% (101局/101局) ②88.1% (89局/101局)	2018	①100.0% ②88.1%	
	PM2.5の環境保全目標達成	達成率100%	数値なし		89.1%(49局/55局)	2018	89.1%	
	光化学オキシダント濃度0.12ppm未満	0.12ppm以上の日数0日	17日	2009	9日	2018	-	
	■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。 B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川(水域)の割合を8割にする。	80%	63.8%	2009	84.0%	2018	100.0%	
	■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。 底層DO(溶存酸素量)5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成 ^{注7}	100%	58.3%	2009	58.3%	2018	58.3%	
	藻場面積400haを目指す。	400ha	352ha	2009	365ha	2018	91.3%	
	■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。	2010年度排出量(4,677トン)より削減	4,677トン	2010	4,221トン	2017	-	

注1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載。 計算式:達成率(%)=最新の状況/目標値×100

注2 2014年度における複数年サイクル点検評価を受け、目標を変更。

注3 計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載。 計算式:達成率(%)=(最新の状況-計画策定時の状況)/(目標値-計画策定時の状況)×100

注4 循環型社会推進計画策定に伴い、目標を変更(2016年度)。

注5 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等を変更。2016年度から質問内容を変更。

注6 0.04ppm以上の地域の改善は、全局のうち0.04ppm未満の測定局の割合で評価。

注7 全12の底層部測定地点における、毎月の測定結果が全て基準値以上の地点数の割合で評価。

第3章 2018(平成30)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「運動の」の☆の数は、次の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆☆ 期望以上、☆☆☆☆ 期望どおり、☆☆☆☆ 期望以下(特に改善を要しない)、☆☆☆☆ 改善
 ※2017(平成29)年度の取組目標は平成29年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策(2018(平成30)年9月作成)より抜粋

No.	施策事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	取組目標		実績(取組目標に対する結果)		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						年度	取組目標	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組	進捗			
1-1	環境情報 の発信	継続	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、おおさかの環境ポータルサイトを「大阪府環境情報ポータルサイト」に統合し、環境情報ポータルサイトを拡充してまいります。また、大阪府環境情報ポータルサイトを拡充し、環境情報ポータルサイトを拡充してまいります。また、大阪府環境情報ポータルサイトを拡充してまいります。	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキヤラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	-	2018	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキヤラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	☆☆	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2016年度実績 メールマガジン配信件数 10件 エコキヤラリー年間アクセス件数(主なページ) 12万件	今後わかりやすいホームページの作成、内容の刷新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントの開催、各種媒体と連携し、幅広い環境情報へのアクセスが容易になるよう積極的に取り組んでまいります。	4 6 12 13 14	
1-2	環境教育 等の推進	継続	府民、事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題に対する意識の向上を図ること。	府民、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育実行計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	2018	府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等施策数 30	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:32施策(2017年度)	☆☆	府庁で取り組む環境教育実行計画に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	引き続き「環境教育実行計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	4 6 7 11 12 13 14 15
1-3	環境交流 パートナー シップ事業	継続	環境NPO等の活動の活性化や新たな活動の展開に向けて、交流機会の創出を図ること。	環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを取り込み、環境NPO等の活動を支援し、環境NPO等の情報発信を行いました。	1,242	2018	交流セミナー・講座等の実施(4回)	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで開催する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施	☆☆	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで開催する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施しました。	引き続き幅広い主体が参加する交流会を開催するとともに、登録団体向けの交流会も開催します。	4 6 7 11 12 13 14 15,17
1-4	地域環境 活動を広げ た市民共同 発電補助 事業	2018 で終了	NPO等による、公益的施設(学校、保育所等)への共同発電設備の設置による太陽光発電設備の設置を支援し、団体の環境活動拡大を図ること。	府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光発電設備を設置する共同発電の仕組みを活用し、その施設と連携した環境活動を推進するNPO等に対し、設置費用の補助を行うとともに、その活動を支援しました。	1,844	2018	公益的施設への太陽光パネル設置 2件	公益的施設への太陽光パネル設置 2件 【参考】2016(平成28)年度、2017(平成29)年度補助事業団体による環境活動の実績確認 4件	☆☆	公益的施設への太陽光パネル設置 2件 【参考】2016(平成28)年度、2017(平成29)年度補助事業団体による環境活動の実績確認 4件	引き続き環境活動の推進に努めます。	7 12 13 17
1-5	実働OSA KAの推進	継続	府民、企業・行政等、多様な主体の協力を活用し、環境問題の解決に向けた取組を進め、環境問題の解決に貢献すること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行っていただき、地域コミュニティの活性化、地域への意識を創出しました。	867	2018	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:637団体、約60,000人	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:636団体、約57,000人 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:637団体、約60,000人	☆☆	アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者数:636団体、約57,000人 【参考】2017年度 参加団体、参加見込者:636団体、約57,000人	アドプト・プログラムの制度導入から16年が経過し、これまで活動に参画いただいた全ての方に感謝するとともに、これからアドプト・プログラムのあり方を考えるため、「大阪府アドプト・プログラム」のあり方懇話会(2018年2月21日)を開催し、有識者の意見を求める等、実働OSAの取り組みを推進することになりました。	17
1-6	クラウドファンディング を活用した 環境取組 の推進	継続	クラウドファンディング(OF)※を通じてより多くの府民・NPO等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加でき、社会を良くすること。 ※「クラウドファンディング」に関する運賃協定の締結のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるように取組を進めました。	クラウドファンディング3件 【参考】2016年度実績 ・府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件	-	2018	クラウドファンディング3件 【参考】2016年度実績 ・府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件	クラウドファンディング3件 【参考】2016年度実績 ・府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件	☆☆	クラウドファンディング3件 【参考】2016年度実績 ・府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件	今後も、OF活用を後押しするようさまざまなイベントを開催し、クラウドファンディングの活用を促すこと、OFを活用し、府民が立派な資金提供者として参加し、益々環境問題に取り組むことを行います。	2 3 4 6 7 8 9 11 12 13 14 15 17

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
1-7	農業・農空活動に関する活動への府民の参加促進	2018より新規の参加促進を図る。	農業の担い手が減少する中、企業や学生、農空活動への参加により、農業・農空活動の持続可能な機能の発揮促進を図ること。	府民が気軽に農空間に参加できるよう、企業や学生、農空活動の多様な主体が参加する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援しました。	267	「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営 ・公式Facebookの運営 ・「農空間マッチングセッション」の開催 1回	・HPや公式Facebookにより農空間の魅力や活動等に関する情報の発信を行った。 ・農空間マッチングセッションの開催等を通じて、会場による新たな取組が生まれるなど、農空間づくりに参加する府民の増加を図ることができた。	引き続き、プラットフォームの地域でのネットワークの支援を行う。	4 7 12	
2-1	省エネ行動の普及啓発事業	継続	省エネ行動の普及啓発を促進すること。	「低炭素・省エネルギー社会」の構築	509	地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 4回 イベント活動回数 20回 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 4回	地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 4回 イベント活動回数(2017年度) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施: 4回	府主催のイベント等において、広大府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけました。また、大府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し、引き続き、府民一人ひとりの省エネ行動を働きかけました。	7 12 13 14	
2-1-1	家庭の省エネ・エコライフスタイルの推進強化事業	2018より新規の事業	家庭における省エネ・エコライフスタイルの普及啓発を促進すること。	省エネ行動メニュー等の情報発信に加え、省エネラベルやグリーン購入の普及活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組みなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。	4,562	省エネ診断件数 700件	省エネ診断件数 818件 【参考】省エネアドバイザー登録人数 32人	引き続き、省エネアドバイザーや企業、NPOと連携した省エネ行動の普及促進を図ります。	7 12 13 17	
2-1-2	「大阪府温暖化防止活動推進員」の取組	継続	「大阪府温暖化防止活動推進員」の取組を促進すること。	「大阪府温暖化防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の削減等に関する取組を推進すること。	1,411	特定事業者の温室効果ガス排出量を2017年度比1%削減 特定事業者への立入等現地での調査件数 50件程度	特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2017年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比で0.6%増加したが、基準年度である2014年度と比較して1.0%削減(年平均1.0%削減) ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2018年度実績は2019年9月以降に集計します。 ・届出のあった対策計画書の概要 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 43件	特定事業者の温室効果ガス排出量の削減を促進し、削減率を向上させること。	7 11 13 14	
2-1-3	「大阪府温暖化防止活動推進員」の取組	継続	「大阪府温暖化防止活動推進員」の取組を促進すること。	「大阪府温暖化防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の削減等に関する取組を推進すること。	1,411	特定事業者の温室効果ガス排出量を2016年度比1%削減 特定事業者への立入等現地での調査件数 50件	特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2016年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比で1.3%増加したが、基準年度である2014年度と比較して1.5%削減(年平均1.5%削減) ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2017年度実績は2018年9月以降に集計します。 ・届出のあった対策計画書の概要 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 49件	特定事業者の温室効果ガス排出量の削減を促進し、削減率を向上させること。	7 11 13 14	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsのゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する数値)			
2-1-4	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築物の省エネルギー、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることとする。省エネ・新エネルギー設備の導入を積極的に推進し、各種説明会や省エネセミナー等を活用することでESCO事業の周知を図り、民間建築物の省エネ改修・ESCO事業導入を啓発しました。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の提出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示義務について、必要な指導・助言を行いました。特に、優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに、受賞者等による講演会を開催しました。 ＜2018年度からの新たな内容＞ ・2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ80m超の住宅の解説等をする場合に、省エネ基準に適合する義務を追加しました。 ・全ラベル以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率100%。	1,397	「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 1施設2回程度	「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 1施設2回 ☆☆	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の周知、普及啓発に取り組みます。	6 7 9 11 12 13 14 15	
2-1-5	ESCO事業の推進	継続	「新大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき、府有施設へのさらなるESCO事業の導入を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネルギー設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ、府内市町村に列してもESCO事業の導入を広く働きかけるとともに、関係部局と連携し、各種説明会や省エネセミナー等を活用することでESCO事業の周知を図り、民間建築物の省エネ改修・ESCO事業導入を啓発しました。	「新大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき、府有施設へのさらなるESCO事業の導入を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネルギー設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ、府内市町村に列してもESCO事業の導入を広く働きかけるとともに、関係部局と連携し、各種説明会や省エネセミナー等を活用することでESCO事業の周知を図り、民間建築物の省エネ改修・ESCO事業導入を啓発しました。	481	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2017年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校8校、警察署5署、府営公園3園) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	・4事業12施設(近つ飛鳥博物館、国際会議場、警察署5署、公園5園)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2017年度事業者選定施設(高等学校6校、警察署5署、府営公園3園)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	今後引き続き、ESCO事業の広域化、省エネ・新エネルギー設備の導入促進、府内市町村、民間建築物の普及啓発を図ります。	7 9 12 13 17	
2-1-6	エコカーの普及促進	継続	2020年度までに府内の自動車台数11万台(約180万台)をエコカーにするのを目標とし、エコカーの普及を推進し、温室効果ガス削減を図ることとする。	「エコカー」のあふれるまち大阪の実現に向け、「大阪エコカー協働普及ネットワーク」や市町村と協働し、エコカーの普及や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	・エコカー展示会・試乗会9回(市町村との連携による開催を含む) ・ホームベージュ・メルマガジンによる情報発信 【参考】2016年度実績 ・エコカー展示会・試乗会 15回(市町村との連携による開催を含む) ・メルマガジン発行回数 23回	「エコカー」展示会・試乗会、ホームベージュ・メルマガジンによる情報発信 【参考】2016年度実績 ・エコカー展示会・試乗会 15回(市町村との連携による開催を含む) ・メルマガジン発行回数 23回 【参考】府内におけるエコカー一保台数 123万台(2017年度)※2018年度台数は2019年12月推定予定	2020年度目標の達成に向け、引き続き、大阪エコカー協働普及ネットワークにおける官民協働の取組み等により、府内エコカーの普及促進に努めます。	3 7 9 11 13 14	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	取組指標		2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsのゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗	進捗			
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2016年度に策定した大塚市循環型社会推進計画に定めたSRや適正処理等に依る目標を達成すること。(目標年度:2020年度)	府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組まれました。また、新たに設定した「成果を顕著にする指標」を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。	-	<p>計画に定める以下の目標の実現に向けて取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を400g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 2015年度実績 排出量 : 315万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 38万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 457g/人・日 産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン 	<p>・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 2017年度実績 排出量 : 305万トン 再生利用率 : 13.4% 最終処分量 : 35万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 448g/人・日 産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン <p>・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表</p>	<p>府内市町村等との課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組により、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、産業廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村にあっては、食品ロスの削減、食品ロスによる資源・ボストによる生ごみリサイクルの促進、コンポストによる資源の活用、資源物の排出量を削減する取組等について、府内市町村等と連携し、資源物の排出量を削減する取組を進めています。また、産業廃棄物の排出量を削減する取組を進めています。</p>	<p>3 4 6 8 9 11 12 13 14 17</p>			
2-2-2	再生資源の活用	継続	資源の循環的利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業者を育成すること。	市内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して市内の工場等で製造したリサイクル製品として認定しています。「使用済の認定製品」を回収して再びリサイクルする製品である「な」にわエコ良品に認定製品を区分しました。また、「な」にわエコ良品に認定製品を区分して認定することにより、より質の高いリサイクルを推進しました。	175	<p>認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。</p> <p>【参考】2018年1月1日現在の認定製品数は233製品。うち、「な」にわエコ良品・ナクストは23製品。</p>	<p>認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載することにも、環境関連イベント等に出展し、新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行なったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらし作成・贈呈、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。</p> <p>・年2回の認定を実施(2019年3月1日現在の認定製品数は246製品)</p>	<p>府民や事業者へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。</p>	<p>4 8 9</p>			
2-2-2	再生資源の活用	継続	資源の循環的利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業者を育成すること。	市内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して市内の工場等で製造したリサイクル製品として認定しています。「使用済の認定製品」を回収して再びリサイクルする製品である「な」にわエコ良品に認定製品を区分しました。また、「な」にわエコ良品に認定製品を区分して認定することにより、より質の高いリサイクルを推進しました。	175	<p>認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。</p> <p>【参考】2018年1月1日現在の認定製品数は233製品。うち、「な」にわエコ良品・ナクストは23製品。</p>	<p>認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載することにも、環境関連イベント等に出展し、新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行なったほか、メルマガ配信や新聞掲載、ちらし作成・贈呈、ポスター掲示等広報手段の拡大に努めました。</p> <p>・年2回の認定を実施(2019年3月1日現在の認定製品数は246製品)</p>	<p>府民や事業者へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。</p>	<p>4 8 9</p>			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-3	「容器包装」の推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、市内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第8期大阪府分別収集促進計画(2017～2021年度、2020年度目標:分別収集量:23万4千トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供を図りました。	90	2018 ・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2018年度実績 ・分別収集量:16万5千トン	2017 ・各町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2015年度実績 分別収集量:16万8千トン	市町村の分別収集の実施状況の把握・取り組み、2019年に第9期大阪府分別収集促進計画を策定します。	8 11 12 13	
2-2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者を把握している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他の取組について知事に報告することとなっております。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	-	2018 ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2018年度公表状況 産業廃棄物処理計画 233件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 209件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件	2017 ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2015年度公表状況 産業廃棄物処理計画 218件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 243件 特別管理産業廃棄物処理計画 97件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 105件	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	3 6 8 9 11 12 14	
2-2-5	食品ロス削減対策の推進	継続	府内の食品ロス削減に向けて、事業者・府民の取組を促進すること。	・府内製造事業者を対象としたアンケート調査により、製造事業者の取組を促進する効果的な方策について検討しました。 ・事業者と消費者などの関係者が一堂に会した「食品ロス削減ネットワーク協議会」を設置し、情報共有や意見交換を行いました。その意見を踏まえ、消費者に対して効果的な啓発を実施するための「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の創設や、キャンペーン等による発信を行いました。食品ロス削減の機運を醸成しました。 ・家庭から排出される食品ロス削減に関する取組を促進するため、家庭の食品ロス削減啓発を実施しました。 ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」等による食品ロス削減についての府民啓発を実施しました。	2,406	2018 ・食品ロス削減賛同制度参加事業所数 500店舗 ・市町村啓発事業数 10市町村	2017 講習会参加市町村 100%	制度の取組時期が年度後半となったため、パートナーから事業者にとってより良い仕度したキャンペーンを実施し、具体的な取組につながることを促しました。また、市町村において、府内の啓発媒体を活用し、取組の促進を図りました。食品ロス削減の機運を醸成しました。	食品ロス削減に向けて、具体的な取組を促進してきます。小売・外食段階では、パートナーをはじめとする事業者とともに食品ロス削減キャンペーンを実施し、具体的な取組につながることを促しました。また、市町村において、府内の啓発媒体を活用し、取組の促進を図りました。食品ロス削減の機運を醸成しました。	8 11 12

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(電通度は2026年度まで)の完全処分を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> PCB特別措置法により、期限内処分の義務があるPCB使用製品及び廃棄物について、保有している事業者への立入検査などにより、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 未把握のPOB廃棄物等について、保有事業者(府内)に対し、届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 府内において、PCB廃棄物の処理進捗率 93% (2017年9月末現在) (参考) 府内における小型コンデンサ等の処理 4t (2016年度実績) 府内におけるPCB廃棄物の処理進捗率 93% (2017年9月末現在) (参考) 府内における小型コンデンサ等の処理 5t (2019年度実績) JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2019年3月末: 93% (登録台数を2018年3月末に固定した場合の進捗率 2019年3月末: 97%) 府保有の小型コンデンサ等の処理 5t (2019年度実績) JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2018年3月末: 91% (登録台数を2017年3月末に固定した場合の進捗率 2018年3月末: 96%) 府保有の小型コンデンサ等の処理 4.6t (2016年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 責任機器等の処理及び府内(府内)の小型コンデンサ等の処理は、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 また、PCB使用製品やPOB廃棄物の保有事業者に対して、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 また、PCB使用製品の保有事業者に対して、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 6 11 12 	<ul style="list-style-type: none"> PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 また、PCB使用製品の保有事業者に対して、法に基づき届出、適正処理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 			
2-2-7	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	排出事業者や処理業者や廃棄物管理業者(マニフェスト)の交付、適正処理(届出)の徹底を図り、また、産業廃棄物の野積が、目撃確認に向け、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理業者(マニフェスト)の交付、適正処理(届出)の徹底を図り、また、産業廃棄物の野積が、目撃確認に向け、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。 また、産業廃棄物の野積が、目撃確認に向け、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。 また、産業廃棄物の野積が、目撃確認に向け、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。 	14,836	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハートロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2016年度 不適正処理件数 350件 	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハートロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2016年度 不適正処理件数 427件 	<ul style="list-style-type: none"> 3 4 6 9 11 12 14 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は2008年度以降は減少傾向にあります。 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中ハートロール等を実施しました。 説明会の開催 3回 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2017年度実績 405件 	
2-2-8	使用済の電気電子機器の適正処理の徹底	2018より新規	使用済の電気電子機器が、理容対策が行われ、いまま破砕などされ、有害物質の飛散・流出等や火災の発生により生活環境に影響を及ぼすことがないよう、適正処分を推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> 2018年4月から廃棄物処理法に基づき、使用済の電気電子機器(廃棄物)の保管・処分を行う者には、「有害使用済機器」の知事等への届出が必要になりました。そのため、これらを取り扱う業者に対し、説明会の開催等を通じて、制度の周知を図りました。また、届出業者には立入検査等により、有害物質の飛散・流出等や火災発生を防止するために、保管・処分の基準遵守を指導しました。 	1,074	<ul style="list-style-type: none"> 有害使用済機器の届出受理、届出事業者への立入検査等による指導 3回程度 取組業者への説明会の開催 3回 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等 136件 届出業者の届出 14件 取組業者への説明会の実施 3回 	<ul style="list-style-type: none"> 3 4 6 9 11 12 14 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、立入検査等により周知を図るとともに、届出業者への指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明書を3回実施すると共に、金庫くすね等のリストをもとに立入検査を実施し周知を行った。

No.	施策事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-2-9	陸奥物産 終処分場 の適正管 理等	継続	陸奥物産終処分場の適正管理及び周辺環境の適正化を図る。陸奥物産終処分場の適正管理と協力をし、事業促進を図りました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	146,885	取組指標 *大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議 10回 *堺第7-3区 の適切な維持管理 環境調査 12回 1,846除体 陸岸撤避防食工事 60.6m 老朽化対策工事(排水路) 111m	実績(取組指標に対する結果) フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:9回) *堺第7-3区について、景出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、陸岸の撤避防食調査 年12回 2,064除体 陸岸撤避防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 0m (台風21号)による災害復旧工事を優先したため、老朽化対策工事は当初計画より縮小しています)	フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:10回) *堺第7-3区について、景出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、陸岸の撤避防食工事、雨水排水路改修工事及びフェニックスの維持補修等を行いました。 環境調査 年12回 2,031除体 陸岸撤避防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 194m	*引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行います。 *堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。 *堺第7-3区について、景出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行います。また、施設の老朽化に対応するため、陸岸の撤避防食調査等を行います。	3 11 12 14
2-3-1	天然記念 物の保護 の推進 と利用 の促進 等 事業	継続	淀川に生息する天然記念物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発活動の推進を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性について理解を深めること。	(地味)大阪府立環境森林水産総合研究所水生生物センター(堺)イタセンバラにおいて、センター内で生息域外保護しているイタセンバラを、2009年度から5年間の調査で、放流した成魚が淀川に放流後、淀川河川事務所と共同で淀川川に放流し、野生復帰を試みましたが、過去1年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。2018年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生息や駆除及び魚網(イタセンバラ)が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について理解を深めました。	-	取組指標 *イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人) *観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人)	実績(取組指標に対する結果) *外車魚類の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急激に回復していることを確認しました。 *2013年にイタセンバラの公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約20,000尾確認され、放流後稚魚の生体数となりました。 *小中各校の出前授業(2回実施)では71名(イタセンバラ)の生体観察を行いました。また、生物多様性の重要性を認識し、市民が、イタセンバラによる(イタセンバラ)の野生復帰を支援する取り組み(21回実施)に延べ約1,200名が参加しました。	イタセンバラの野生復帰の状況が引き続き維持され、野生復帰の取組を支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	6 14 15 17	
2-3-2	生物多様 性の普及 啓発 推進	継続	生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に関する施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。	生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について、生物多様性推進協議会のネットワークであるおおさか生物多様性推進協議会や、大学のネットワークなどを活用して、府民理解の促進に向けた生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなどの人材育成を進めました。国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研究会などを行い、効果的な対策を進めました。	1,638	取組指標 *おおさか生物多様性推進協議会の開催 2回 *特定外来生物にリ注意喚起リーフレットの作成 *おおさか生物多様性推進協議会の開催 2回	実績(取組指標に対する結果) *おおさか生物多様性推進協議会の開催 1回 *特定外来生物にリ注意喚起リーフレットの作成 *外菜生物普及啓発リーフレットの作成	おおさか生物多様性推進協議会の認知度アップにつながる共通の普及啓発ツール の整備ができました。	4 6 11 14 15 17	

II-3までの1のちが共生する社会の構築

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsのゴール	
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)				
2-3-3	日本万国博覧会記念公園事業(市民参加型事業)	継続	万博記念公園において、市民参加型事業(市民参加型事業)の取組を進め、生物多様性の保全を図ること。	NPO団体との協働により、竹林や花壇、緑地の整備を行うと共に、生物多様性を高めるための取組を実施しました。 (2018年10月から、指定管理者に事業を引き継ぎました)	26,815	2018 NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 2017 NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園等の保全・活用等 7,000人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,500人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生態調査 3,000人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 100人(参加のべ人数)	2018 NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 2017 NPO団体との協働による管理 ・森づくり・足湯運営 27,500人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生態調査 2,941人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 43人(参加のべ人数)	☆☆☆ ☆☆☆	引き継ぎ、NPO団体や市民との協働を進めます。	4 15	
2-3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	第7-3区産業廃棄物処分場の一部(井原の森(約100ha))において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に「共生林」を創出する。また、NPO、企業、多様な主体との協働による森づくり活動の推進を図ること。	第7-3区産業廃棄物処分場の一部(井原の森(約100ha))において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に「共生林」を創出する。また、NPO、企業、多様な主体との協働による森づくり活動の推進を図ること。	6,224	2018 共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 企業や市民による植栽面積 約1ha 2017 共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 多様な自然環境の創出面積 約1ha	2018 ・参加人数:543人/年 ・企業や市民による植栽面積:約0.2ha 2017 ・参加人数:1,615人/年 ・企業や市民による植栽面積:約1ha	☆☆ ☆☆☆	豪雨や台風の影響により、参加人数・植栽面積とも想定を下回りましたが、多様な主体との協働による森づくりを促進しました。	6 11 14 15 17	
2-4-1-1	大気汚染防止の事業所発制	継続	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業所に対する大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	法・条例に基づき特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい塵(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一酸化炭素、ダイオキシン類等が排出基準、設備検査基準に適合しているかを審査し、必要に応じて事業所に対する立入検査を実施すること。また、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。	1,899	2018 法・条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するのと同時に、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・大府府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して強制対応して立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所に【参考】2016年度実績 ・701事業所への立入検査を実施 ・大府府排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出事業所測定 1事業所 2017 法・条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・大府府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して強制対応して立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所に【参考】2015年度の立入検査 961事業所	2018 ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に 対して、立入検査をのべ423回実施 ※ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を実施できませんでした。 【参考】 ・大府府排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 4事業所 ・ダイオキシン類排出事業所測定 2事業所 ・揮発性有機化合物測定 1事業所 ・水質調査測定 2事業所 ・水銀調査測定 2事業所 2017 ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に 対して、立入検査をのべ573回実施 ・大府府排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出事業所測定 2事業所 ・揮発性有機化合物測定 1事業所 ・水銀調査測定 2事業所	☆☆☆ ☆☆☆	新たに増えた水銀排出事業所に係る届出指図書と並び、一部指図書の取組みができていないが、水銀に係る指図書をばい塵、大気汚染に係る事業所への適切な規制指導は概ね実施できま	引き継ぎ事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守に努めます。	3 9 11
2-4-1-2	自動車NOx・PM総量の削減計画の推進(計画の運行管理)	継続	窒素酸化物(NOX)及び細粒子状物質(PM)の削減のため、2018年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画(第3次)に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の運行管理を行い、2020年度まで自動車NOx・PM総量の削減を推進するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、流入規制の推進、エコーカーの普及促進、エコーカー設置等の対策を総合的に推進して、道路交通センサや自動車輸送計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を削減するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。	4,686	2018 ・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全面達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 対象地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,550t-、PM:590t- (2016年度) 2017 ・NOx、SPMIに係る大気環境基準の全面達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 対象地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,280t-、PM:600t- (2015年度)	2018 関係機関の相互の連携・協力の元、各年度に実施し、2017年度はNOx・PMの排出量はさらに削減していることを確認しました。	2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力の元、各種自動車環境対策を推進します。	3 11		

Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1)～良好な大気環境を確保するために～

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-4-1-3	流入車対策の推進	継続	府内の対策地域への非適合車の流入を抑制する。これにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境の持続的・安定的な達成を図ること。	大気汚染防止法に基づく非適合車の規制を推進し、非適合車の流入を抑制することにより、非適合車の規制を強化し、大気環境の持続的・安定的な達成を図ること。	338	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査での検査台数 6,000台 (バス駐車場、卸売市場、工場等で実施) ・立入検査での検査台数 4,940台(2017年4月～12月) ・命令・公表 37件(2017年12月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査:53回7,056台を検査(累計※833回、約80,900台) ・命令・公表:2件 ・他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2017年度:0.5%) ・参考>命令・公表39件(2016年度未累計※) ※2008年度以降 	<p>運送事業者や店主等の協力により、規制の効果が顕著していると考えられます。また、自家用自動車(白ナンバー)の立入検査を強化し、非適合車の流入を抑制することにより、非適合車の規制を強化し、大気環境の持続的・安定的な達成を図ること。</p>	3	
2-4-1-4	光化学オキシダント(VOC)対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を推進することにより、揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減することにより、大気環境の持続的・安定的な達成を図ること。	80	<ul style="list-style-type: none"> ・VOCの排出抑制 ・VOC排出量 9,800トン/年(2015年度) ・光化学オキシダント対策の緊急時対策工場へのNOx削減要請のべ945回(2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC削減のための法・条例による規制・指導 ・VOC排出量 10,200トン/年(2017年度実績) ・参考>命令・公表37件(2017年度未累計※) ※2008年度以降 	<p>工場、事業所に対し、VOCの排出抑制を指導することにより、VOCの排出量を削減することにより、大気環境の持続的・安定的な達成を図ること。</p>	3	
2-4-1-5	微小粒子状物質(PM2.5)の削減の促進	継続	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して監視測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供すること。	府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供することにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなる予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。	12,354	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析:2局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質の濃度の連続測定 ・府所管局26局(国設局2局を含む)で毎年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内2地点(年4回実施) 	<p>引き続き、PM2.5の監視を強化し、結果をホームページで分かりやすく提供することにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなる予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。</p>	3	
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防止すること。	アスベストによる健康被害を防止するため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策を実施することにより、健康被害を防止すること。	128,965	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト除去対策工事の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 274箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト除去対策工事の実施 1)施設 ・空気環境測定の実施 306箇所 ・アスベスト除去対策工事の状況把握(成分分析) 府内2地点(年4回実施) 	<p>アスベスト除去対策工事を実施し、健康被害を防止すること。</p>	3	

No.	実施事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水流北による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	17,879	2018 ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 4市	2017 ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	☆☆ ☆☆	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	6
2-4-2-5	豊かな大阪湾の創出に向けた取組の推進	継続	大阪湾地域の自治体等との関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることに留意しながら、大阪湾の創出を目指すこと。	「瀬戸内海」の環境の保全に関する大阪府計画にに基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を図るとともに、入賞作品の巡回展示を南海なんば駅・関西国際空港・大阪府庁(本館・咲洲庁舎)で実施。また、2014～2017年間に「大阪湾再生行動計画」に基づき、引き続き瀬戸内海再生排水対策、水質改善事業などを推進し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	1,215	2018 ・大阪湾の魅力発信するためのフォトコンテストを実施 ・大阪湾フォトフレームの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回 【参考】2017年度のイベントへの出展回数 6回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2017年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると547地点で調査を実施	2017 ・大阪湾フォトフレームの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 【参考】2016年度の水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査547地点)	☆☆ ☆☆	引き続き、大阪湾の水質状況の把握の努め、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進、環境保全の状況について把握でき、実施に取り組みます。	6 12 14
2-4-2-6	大阪湾漁場環境整備事業	継続	魚類水産物の養殖及び水産物の供給を担う漁業者が活躍できる環境を整備することにより、公共用水域の環境改善を促進し、水産物の供給の向上を図るとともに、漁業者の生活の向上を図ること。	岸和田市沖の一般漁場に潮流槽機を備え、水産物の供給を担う漁業者の供給の向上を図るとともに、漁業者の生活の向上を図ること。また、2014～2017年間に「大阪湾再生行動計画」に基づき、引き続き瀬戸内海再生排水対策、水質改善事業などを推進し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	44,765	2018 ・機材ブロック職を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施	2017 ・機材ブロック職を岸和田市沖(岸和田市・泉佐野北漁場)に設置し、2haの漁場環境整備を実施	☆☆ ☆☆	修正予算も加え、予算の事数は、住居料、面どおり実施できました。	6 14
2-4-2-7	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進め、公共用水域の環境改善を促進し、水産物の供給の向上を図るとともに、漁業者の生活の向上を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)と流域下水道幹線などの基幹施設は概ね整備されていることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な整備など、下水道の機能向上を図ること。また、水みらいセンター12箇所、ポンプ場18箇所、水みらいセンター12箇所、ポンプ場18箇所を公共用水域の水質改善を図りました。	30,890,841	2018 【参考】2016年度末現在 下水道普及率 96.1% 下水道普及率の向上 施設整備内容 管渠 2箇所 ポンプ場 2箇所 水みらいセンター12箇所、ポンプ場18箇所	2017 【参考】2016年度末現在 下水道普及率96.1%(2016年度末現在) 施設整備内容 管渠 2箇所 ポンプ場 2箇所 水みらいセンター12箇所、ポンプ場18箇所	☆☆ ☆☆	財源等の問題もあり、施設整備が遅れが生じていますが、再生施設運転の工事などにより対応してまいります。	6

No.	施設事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~						年度	進捗	課題		
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データ等の集計・公表を行うとともに、事業者に対して、排出削減の取り組みを促すこと、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	216	2018 【参考】 ・環境リスクの高い化学物質の排出削減する。 PRTR法に基づき届出件数 1,584件(2016年度) 条例に基づき届出件数 321件(2016年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量10,800トン(2016年度) 4,140トンを含む)	☆☆☆ (一部、2017年度で評価)	PRTR法及び府条例の届出の受理、データ等の集計・公表を行うとともに、事業者に対して、排出削減の取り組みを促すこと、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	
2-4-3-2	大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減	継続	大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減を推進すること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質に関する自主的削減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。 届出された計画書に沿って対策が行われ、大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。	-	2018 【参考】 ・大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。 届出された計画書に沿って対策が行われ、大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。	☆☆☆	届出された計画書の進捗状況を把握し、大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的削減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。	3 6 11 12	
2-4-3-3	大阪工場の環境負荷軽減	継続	大阪工場の環境負荷軽減を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生じた農産物を「大阪工場の環境負荷軽減」の取組として推進しました。2017年度からは「農薬・化学肥料(ナット)不使用」の取組を進めました。また、このような栽培をした上で、さらに地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組を進めました。また、(地場)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。 【取組の例】 ・農薬許容効果の高い堆肥の使用、力バークロップの作付け(水稲を栽培する前の水田にレンガを栽培し土を豊かにする)等 ・化学合成農薬や生物農薬の併用、有機農薬、生物農薬の使用等 ・農薬使用量の低減、飛ばないドームシヤや捕食性アリダニ類などの天敵活用等	18,335	2018 ・大阪工場の環境負荷軽減面積 563ha ・大阪工場の環境負荷軽減面積 566.7ha	☆☆☆	大阪工場の環境負荷軽減を推進し、その低減方針を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。	2 3 8 9 12 17	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs
						取組指標	実績(取組指標に対する数値)			
3-3	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化や腐朽による倒木や枝折れ、道路構造との不適合による根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹については、大府市都市基盤施設長寿命化計画に基づき、路樹の重要度、樹木の健全度、植栽の状況などから優先順位を決定し、順次倒木更新を実施しました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	834,325	2018 *街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本 【参考】2016年度実績 *街路樹の更新・補植 高木:426本 低木:939,800本 2017 街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本	進捗 ☆☆	想定とおり倒木更新作業を進めた補植作業・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	11 13 15	
3-4	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画(案)」による適切な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画(案)」による適切な景観形成を図りました。府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、集約された建築物等を登録する「大阪府市景観計画」の実施などを通じて、府民等の景観形成に積極的に取り組め、良好な景観形成につなげました。	722	2018 *「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 *「大阪府市景観建築賞」の発給 2017 *「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 *「大阪府市景観建築賞」の発給	☆☆	年度当初に予定していた甲府支庁施設、景観づくり推進会議を開催を図りました。	11	
3-5	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。	21,071	2018 *文化財指定、登録の推進 6件 *文化財保存修理事業等補助事業 10件 【参考】16年度実績 *文化財指定、登録の推進 64件(指定4件、登録60件) *文化財保存修理事業等補助事業 13件 2017 *文化財指定、登録の推進 6件 *文化財保存修理事業等補助事業 10件	☆☆☆	文化財指定、登録で想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想定以上の成果を得ました。	11	
3-6	緑音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線通過音に係る環境騒音の現状把握を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型遮音材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において、規制の支援を行いました。	9,968	2018 *自動車騒音調査の実施 10町村域 (自動車騒音調査に係る環境基準の達成率:94.1%(2018年度)) *航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会の開催 3回 *子ども施設環境配慮手引書活用セミナーの開催 1回 【参考】2016年度実績 *自動車騒音調査の実施 10町村域 *航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会の開催 3回 *子ども施設環境配慮手引書の活用事例の活用事例のHP開設 2017 *自動車騒音調査 10町村域について実施 *航空機騒音調査(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) *市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音調査に係る環境基準の達成率:94.2%(2014年度)	☆☆☆	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線通過音に係る環境騒音の現状把握を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型遮音材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において、規制の支援を行いました。	9 11	

No.	実施事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ネル
						取組指標	実績(取組指標に対する進捗)			
3-7	沿道環境 改善事業	継続	府が管理する道沿いにおいて、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環状線周辺の状況が懸念区域(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図ること。	295,501	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・予定路線: 国道479号、大阪中央環状線 等 【参考】2016年度実績 国道170号、大阪高槻京橿線、京都宇口線、大阪中央環状線 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道423号、大阪中央環状線 等 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度は3,47万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。 	11
						2017	<ul style="list-style-type: none"> ・予定路線: 国道307号、大阪中央環状線 等 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪中央環状線、大阪臨海線、堺阪南線等 		
3-8	クールス ポットモ ビル型点 検事業	継続	屋外空間における夏の風 間、暑熱環境の改善を 図ること。	府域におけるクールスポットの増加を目指す。モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者を民間事業者から公募し、公募と併せ、運熱塗装やスマート発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	3,618	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなクールスポットを創出 2件 	<ul style="list-style-type: none"> モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し(応募事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・大阪経済大学クールスポット整備事業(大阪市東淀川区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し(応募事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・建設センター(商店街)クールスポット事業(大阪市) 	9 11 13
						2017	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなクールスポットを創出 2件 	<ul style="list-style-type: none"> モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業者の公募を実施し(応募事業)、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・建設センター(商店街)クールスポット事業(大阪市) 		
3-9	悪臭防 止指 導に 関する市 町村支 援	継続	悪臭規制事務を担当する 府内の市町村が適正な 悪臭規制を推進できるよ うに市町村への支援を行 うこと。	市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応 の取組は、各市町村の悪臭規制担当職員や関係部署との連携を図り、悪臭規制の推進を図ること。また、悪臭規制の推進を図るため、悪臭規制の推進を図ること。また、悪臭規制の推進を図ること。また、悪臭規制の推進を図ること。	10	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ 【参考】2016年度実績 1回 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(10月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員対象の研修会を開催(26市町村)33名参加し、研修会の参加者が研修内容について内容を詳しく学ぶなど、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。 	3 11
						2017	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(9月15日) 		
3-10	地盤沈下 対策に係 る規制指 導	継続	地盤沈下を未然に防止す るため、工業用水法及び 大阪府生活環境の保 全に関する条例に基づ く市町村の地盤沈下 対策の規制等を行う こと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づき、地盤沈下の対策を図ること。また、地盤沈下の対策を図ること。また、地盤沈下の対策を図ること。また、地盤沈下の対策を図ること。	2,781	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水法に基づき許可、地下水採取量報告徴収 【参考】2016年度実績 15箇所 ・工業用水法に基づき許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,404件 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水法に基づき許可、地下水採取量報告徴収 【参考】2016年度実績 15箇所 ・工業用水法に基づき許可件数 76件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,353件 	<ul style="list-style-type: none"> 許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下の未然防止を図ることができま 	11
						2017	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水法に基づき許可、地下水採取量報告徴収 【参考】2015年度実績 79件 ・工業用水法に基づき許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,716件(2015年度末) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づき許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下の未然防止を図ることができま 【参考】2015年度実績 79件 ・工業用水法に基づき許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,347件 		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)			
						年度	進捗			
IV 施策推進に当たっての取組										
4-1	環境技術ニュー事業	継続	大阪府の産学連携環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	(神戶・大阪府立環境技術水産総合研究所と連携し、大阪府内の中小ベンチャー企業により開発された先進的な環境技術・製品が技術提携し、若い野郎を輩出したもの)において「おおさかエコテック」の協力を得る取組を行っています。また、ベンチャー企業との連携を強化し、その普及を行いました。	-	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさかエコテック技術評価 2件 ・展示会出張等 2回 ・メールマガジンの発行 25件 【参考】2016年度実績 ・おおさかエコテック技術評価 4件 ・展示会出張等 6回 ・メールマガジンの発行 25件 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさかエコテック技術評価 0件 ・展示会出張等 4回 ・メールマガジンの発行 18件 	選定に至る製品等はなかったものの、年度の予定技術についてはいずれも環境技術分野の普及の観点から、展示会などによる普及の機会を捉え、関係機関との連携を図り、展示会への参加や、関係機関との連携を図るなど、取組を強化してまいります。	3 6 7 8 9 11 12 13 14 15
4-2	新エネルギー産業電池関連事業	継続	蓄電池、水素、燃料電池の新たな市場・用途開拓に向けて、商品化が期待できる革新的な取組みについて、事業化を加速させるため、その研究開発や実証試験等の支援を行うこと。	府内企業が取り組む、電池、電池の材料、電池関連装置、ロボットをはじめとした電池アプリケーションの研究開発・実証試験等に要する経費の一部補助しました。	15,270	2018	<ul style="list-style-type: none"> 採択企業毎に2回以上/年のフォロー 	採択企業毎に2回以上/年のフォロー	従来の電池関連装置や電池アプリケーションの研究開発等に要する経費補助に加えて、AI・IoT等の第4次産業革命関連技術等の府内での実証実験に要する経費補助を行い、大阪府のビジネスチャンスを広げつつあります。	7 9
4-3	中小企業スマートエレクトロニクス産業	継続	成長が期待されているスマートエレクトロニクス分野で、府内中小ベンチャー企業の優れた技術力を活かしていただくため、オープンイノベーションを通じ、参入を促すこと。この分野への参入を促進し、中小企業を支援すること。	【オープンイノベーション】スマートエレクトロニクス分野の大手・中堅企業(ハードウェア)と府内中小ベンチャー企業(ソフトウェア)との連携を促進し、中小ベンチャー企業への技術提携をハードウェア企業に促すこと。また、オープンイノベーションを推進すること。また、産業支援団体の専門アドバイザー等がハードウェア企業との技術提携を促すこと。また、中小企業等の技術提携を促すこと。また、スマートエレクトロニクス分野の大手・中堅企業との連携を促進し、中小企業を支援すること。	1,751	2018	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問件数 100件/年 	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問件数 185件/年 	「おおさかエレクトロニクス」のオープンイノベーションの増加等を図るとともに、多様なオープンイノベーション手法を用いて大阪スマートエレクトロニクス分野の大手・中堅企業とのオープンイノベーションを推進し、技術提携を促すこと。また、企業訪問等を通じ、スマートエレクトロニクス分野の大手・中堅企業とのオープンイノベーションを促進し、中小企業を支援すること。また、企業訪問等を通じ、スマートエレクトロニクス分野の大手・中堅企業とのオープンイノベーションを促進し、中小企業を支援すること。	8

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	取組指標		2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	年度	進捗			
5-1	府内の省工不執行への取組み	継続	府自らの事業に準ずる環境負荷を軽減すること。	「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふたつエコ設計を活用して、PDCAを適用するなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組まれました。	45	2018	<ul style="list-style-type: none"> ふたつエコ設計を活用した所属単位での取組みの促進 内部環境監査実施所属数 30所属程度 【参考】2016年度実績 内部環境監査実施所属数 29所属 	<ul style="list-style-type: none"> 次のおり環境マネジメントシステムを運用することで、エコオフィスの取組みを推進しました。 内部環境監査実施所属数 30所属 	☆☆	概ね想定通りに実施しました。	監査対象所属への省エネアドバイス等も併せて実施する。	7 13
5-2	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき、環境影響評価法等の手続を行うことにより、大規模事業に係る環境影響評価に際して、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査委員会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審議会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の関連事項について、環境影響評価法の作成等に関する事業者への適切な指導	247	2017	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等 【参考】2016年度実績 環境影響評価書の縦覧 1事業 事後調査報告書の縦覧 8事業 	<ul style="list-style-type: none"> 審査を行った方法書 枚方京田辺環境施設建設組合可然ごみ広域処理施設整備事業 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條橋市交野市ごみ処理施設整備事業等、計5事業 	☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書となるよう適切な指導するとともに、縦覧を行うことにも、縦覧を行いました。	今後もしも引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に列し指導するとともに、縦覧等の審査を適切に行います。	3 6 8 9 11 12 14 15
5-3	大気汚染常時監視	継続	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害の未然防止を図ること。	大気汚染常時監視所を数機するとともに、国鉄沿線の維持管理を委託し、大気汚染状況を定期的に監視し、環境基準の適否を把握し、公表しました。また、光化学スモッグ防止対策の策定、周知を行いました。常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました(成分分析は、(地場)大阪府環境農林水産総合研究所により実施)。長期間の暴風により健康被害が懸念される有言大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました(分析は、(地場)大阪府環境農林水産総合研究所により実施)。健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。	127,086	2018	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む) 微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む) 石綿監視モニタリング4地点 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染常時監視28局(国設局2局を含む) 微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む) 石綿監視モニタリング4地点 	☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染の状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定し、光化学スモッグ防止対策の策定を行います。	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定し、光化学スモッグ防止対策の策定を行います。	3 11
5-4	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの委託により大阪府の水質等の調査を実施すること。	河川(水質57地点)、湖沼(水質15地点)、地下水(水質24地点)、環境監視調査(46地点)、環境省委託調査、大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	54,859	2018	<ul style="list-style-type: none"> 河川(水質57地点、底質29地点) 湖沼(水質15地点、底質15地点) 地下水(水質24地点、底質15地点) 環境監視調査(46地点) 環境省委託調査、大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川(水質57地点、底質29地点) 湖沼(水質15地点、底質15地点) 地下水(水質24地点、底質15地点) 環境監視調査(46地点) 環境省委託調査、大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点) 	☆☆	測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水(水質)を常時監視しました。	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 12 14

No.	実施事業 名称	事業 継続 性	目的	内容	決算額(千 円)	2018(平成30)年度の取組 ※下段は2017(平成29)年度の取組		自己点検・評価 課題	改善策・今後の方 向性	関連 する SDGs コー ド
						取組指標	実績(取組指標に対する進捗)			
5-5	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川、地質(水質・底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。	11,274	2018	大気11地点、河川水質・底質22地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	大気11地点、河川水質・底質22地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水質・底質)の汚染状況を把握し、府内の汚染状況を把握しました。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 11 14
						2017	大気11地点、河川水質・底質26地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点	大気11地点、河川水質・底質26地点、海嘯水質・底質5地点、地下水質10地点	公害紛争処理法に基づき、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき、和室の附属機関として公害に係る紛争について調査、あっせん、仲裁を行い、府民の紛争解決に取り組むこと。	2017年度から2019年度までの実績 2017年度 新調交付 4件 2018年度 新調交付 5件 2019年度 新調交付 4件
5-6	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、和室の附属機関として公害に係る紛争について調査、あっせん、仲裁を行い、府民の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき、和室の附属機関として公害に係る紛争について調査、あっせん、仲裁を行い、府民の紛争解決に取り組むこと。	186	2018	公害紛争処理法に基づき申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決を図ります。 【参考】(2019年1月末現在) ・2017年度 係属中 2件 終結 4件 ・2017年度 新規受付件数 2件	2017年度からの繰越 4件 2018年度 新調交付 5件 2019年度への繰越 4件	公害紛争処理法に基づき調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続を進め、紛争の解決促進を目的としました。	3 6 11
						2017	公害紛争処理法に基づき申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決を図ります。 【参考】(2018.12現在) 2016年度 係属中 6件 終結 3件 2017年度 新規受付件数 4件	2016年度からの繰越 5件 2017年度 新調交付 2件 2018年度への繰越 3件 2018年度への繰越 4件		